時事新報

第三千五百八十七號　金曜日
明治廿六年二月廿四日
舊曆癸巳正月八日(壬、辰)
日出午前六時十九分　日入午後五時三十五分　月出午前十時四十六分　月入午前零時五十五分　滿潮午前十時二十分　午後十時五十六分
(西曆一千八百九十三年)

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり
時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙な

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊
○時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字廿四字詰	一日限	六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事とかする方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に本向け發送あらんことを請ふ

時事新報

人民の覺悟

政府と議會と衝突して今や恰も姑息の調停に日を曠ふするの時に當りては何人も坐ろに既往二十餘年間に於ける我政治の經過を回想し併せて將來の國運に思ひ及ばすをならん而して其經過中施政上に遺憾なる廉も多くして今後も亦多望ならざるの勢を察するに及んでは竊に歎息を催ほさゞるはなかる可し明治の日本は廢藩に次ぐに立憲を以てして方に是れ改革時代と云ふ可く一新の政道は宜しく此時に於てこそ其基礎をなす可かりしに政府は唯徒に紛々として法條を雨下するのみ政治の實際に至ては過誤失錯を重ね動もすれば實を離れて虚に走り空しく人民の感情を害ひながら其最中に國會を開設したることなれば國會も亦行政監督の用をば爲さずして一に政權の爭に走り喧々囂々として復た國利民福を相顧せざるもの〻如し固より經驗に乏しき立憲政治のことなれば俄に之に向て過分の効果を望む可らず寧ろ當分は練修を心得て徐々に實効を收むるこそ順序なれども政客の心事は性急にして議論のみに忙しく練修ともなく盛業ともなく政府も議會も共に憲法の運用に苦むの有樣なりとは實に不面目の次第にして人の歎息するも決して無理にあらず苦々しく思考すれば本來政治なるもの〻効能は殆んど國民の以て恃むに足らざるものたるを感ずるに餘りある可し若し他に妨げなくんば政局を社會の一隅に押片付けて政府者流の對手に供し一般人民は之に關係せざらんことを望む所なれども世界の大勢は競爭の最中にして此際國力を伸張し駸進の勢を保たんとすれば百般の事業を整するもの甚だ多く漫然として之を民間に放任す可らず是非とも國家の公力を假らざる可らざるや明白にして其公力の一擧一動は實に政局の向背如何にあることなれば國際競爭の必要よりして彼の恃むに足らざるの政治も亦遂に棄つ可らざるの意味あり否な、政權縮小は拋置き此競爭の激しきが爲め却て之を膨脹せしめざる可らざるの事情に際會せり時勢の命ずる所これに從はざる可らざるなり

元來國家の運轉は他働的よりは寧ろ自働的に動くものにして之を我國の近事に徵するに今の文明は其初め外國より舶來したる他働的のものなれども之を咀嚼し之を消化して自家の文明となしたるは我自働的の能力に外ならず自働的の能力なきものが如何にして能く他働的の刺戟に堪へんや又明治政府が從來幾多の失政を犯し議會も亦紛擾、爲すなしと雖も國運は知らず識らずの間に面目を改め殖産商工は次第に進歩して外國貿易も年々好結果を現はし恰も政治の外に獨立するもの〻如し政熱に熱して政府を攻擊する者より云へば今にも國家の傾覆を來すが如くに云做すとなれども政局の如何は國家殖産の爲めに左程著るしき毒ともならず又藥ともならず要は國民自働的の能力如何に在ることなれば吾人々民は唯宜しく此能力を鼓舞して他に依頼するの未練を避け敢爲勇進以て發達を圖るこそ本分なれ苟も此本分を怠るときは即ち國の自働力を損する譯にして深く戒めざる可らずと雖も靜て實際を窺へば惜む可し積年官風に撫馴せられ所謂御上の恩威に感服したるの結果として今に至り一事業を企つるにも動もすれば政府の保護を頼み若くは一切公力に托せんとして自家自働の任を忘却するが如きもの決して少なからず然るに今や其公力は政府と議會と相爭ひ空論日を曠ふするよりして毫も以て恃むに足らざること前記の如く而して國際の競爭ます〳〵甚だしきこと前記の如くなりとすれば賴む所は唯一の自働的能力あるのみ左れば政府及び議會は必ずしも人民の殖産に助力することを爲さずして之を其自働に一任し人民の眼中には政府を見ず議會を見ずして政局の運動を自由ならしめ双方直に相互に干渉せずして間接に相依頼し殖産の進歩と共に政權の强大ならんこと我輩の竊に冀望する所なり

官報

○勅令

朕在外國公使館附陸軍武官年俸ノ件ヲ裁可ス

御名　御璽

明治二十六年二月二十二日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第六號

在外國公使館附少佐ノ職務心得ヲ命シタル大尉ニハ同少佐ノ年俸十分ノ八ヲ給ス

本令ハ發布ノ日ヨリ施行ス

朕傭員俸給及傭員其他ニ給スル諸手當支給方ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十六年二月二十二日

大藏大臣渡邊國武

勅令第七號

傭員俸給及傭員其他ニ給スル諸手當ニシテ月額ヲ以テ支給スルモノハ[illegible]ニ之ヲ支給スルコトヲ得

○遞信省告示第六十號

本月二十八日限リ駿河國富士郡鈴川鐵道停車場電信取扱所ノ公衆電報取扱ヲ廢止ス

明治二十六年二月二十三日

遞信大臣伯爵黒田清隆

雜報

○ギメーの東洋博物館

野田正太郎

一月八日巴里に於て

土耳其なぞと遊び巴里は是迄日本人の渡來も多く格別新奇の事柄も無き筈なれ共大廈高樓衣香袂影の高華に驚かずして其内部の細情を熟察するに於ては記す可きの重要事決して少なからざる可しと雖も客中事多くして心靜ならず閑談は他日を約して玆にギメー東洋博物館の次第を一報す可し

抑も此館は今を距る十四年前即ち西曆千八百七十九年里昂府の豪商ギメー氏が遠く日本に遊び古器物佛畫等を買ひ集め支那印度を經て歸りたるに起因し氏は歸國後蒐集の物品を陳列して里昂に一館を開き神社佛閣等に緣ある品々多き所より追々は東洋宗教博物館と爲す見込にて尚蒐集に怠なかりしが里昂にては人の注意も薄く兎角面白からざれば之を巴里に移して廣く世人の觀覽を乞ひ旁々其規模を擴張せんとて遂に政府との相談も調ひ地所は全く巴里府廳より出し建物營構の費用二百萬法は政府とギメー氏と折半して之を辨じ氏が所藏の物品は政府に寄附して全く國立の姿と成りギメー氏を館長に任じて彌々千八百九十年より開館することゝなりたるものなり

同館は日本、支那、印度、埃及の各室に分ちて宗教上の古書古器物を陳列したる外に書籍館には宗教に關する東西の書籍一萬六千卷を藏し一箇人の起業として誠に感服す可きものあり別に陶器室ありて支那日本の兩部に分ち日本部には薩摩、肥前、備前、清水、九谷、萬古、相馬等各々之を分類し此道に不通なる外人と雖も一目の下に日本陶器の種別を爲し得可し、昨年十二月初めて開きたりと云ふ日本繪畫室は又一段の見物にして直温(溝口出雲守)并周文の古佛畫を先として恭信、豐春、春潮、豐國(一世)、探光齋(雛信)、英川、英山、清長等の浮世畫色を競ふて最としどけなく懸れる中に北齋、廣重の人物山水自ら清秀淡泊の氣を吐くかと思へば狙仙の猿は今にも動き出るかと思はるゝばかり其中央に蹲れり近くは曉齋の畫さへあり總じて浮世畫なぞ名たゞる人の筆とあれば寸紙一切の刷物は申すも愚か反古同樣の下繪類まで根氣能く集めたり蓋し日本畫師の筆遣ひを案ずるが爲めなる可し先年大統領カルノー氏同館を一覽したることあり氏も日本畫の一筆の下に人物山水を紙上に躍出せしめて却て西洋畫に得られざるの妙あるを賞し伊川院法印の馬の畫なぞは殊に賞歎措かざりしと云ふ偖も巴里都人等が近來頗る日本畫を珍重するの傾きあるは一種の好奇に過ぎずして程なく秋風の立つ可きものなるか或は日本畫に果して西洋畫に優るの妙所ありて行く〳〵其勢を増す可きものなるか、近來漸く日本畫の世界に知らるゝ傾あるを見て大に喜ぶ者ありと雖も全體より見れば未だ甚だ微々たるものにして日本畫の前途猶遠しと云はざるを得ず閑を得るに從ひ細かに大方の教を乞はんと欲する所なり

わだし此は僭にき右の博物館は佛國文部省の直轄にして今後益々擴張を計りて巴里府に散在せる東洋品を殘らず一所に蒐集し終に唯一無比の東洋美術館と爲す目的なりと云ふ館長ギメー氏は日本政府より贈與の

勳章をも所持
航海舍社員も
雖も政府の館
るゝと云ふ且
品の鑑定、文
り兎にも角に
むる爲め願く
可き筈なれ共
該誌

○岐阜の地
時四十七分三
時間は四十秒
共に微動を生
り最大地動を
最も急激なり
云ふ

○地

○青森第四旅
時四十五分仙
を撿閲され昨

○宇都宮停車
乘客は減少せ
々增加し來り
伊勢參り古峰

○牧野汲城縣
する由なり

○千葉縣下
近來に稀れな
濟寄するに船

○靜岡縣下
林拂下にて安
く〳〵増殖し一
を配當し其殘
を購求する者

○名古屋市
同地方裁判所
んと云ふ

○勢州四日市
茂作氏主唱者
町の名義を以
りたるよし

○京都美術協
に開き審査
案等を陳列し
茶、庖刀式等

○京都祇園町
頃第一師團陸
二郎を捕縛し
を出でたる際
千二百圓を詐
遊し居りしが
て目下取調べ
たりと

○大坂府下
郎氏一人なり
りに運動中に
千五百圓近く